

## 光塩学園女子短期大学公的研究費等に係る管理等に関する要項

(平成 22 年 10 月 1 日 内第 48 号)

(平成 28 年 4 月 1 日 改正)

(目的)

第 1 条 光塩学園女子短期大学（以下「本学」という。）における教員が外部機関から受け入れる公的研究費及び外部資金（以下「公的研究費」という。）に係る管理執行等に関して適正に運営することを目的とする。

(教育職員の責務)

第 2 条 公的研究費の取扱いに関する教育職員の研究活動については、光塩学園就業規則第 20 条及び光塩学園女子短期大学における研究者の行動規範を遵守しなければならない。

2 公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員は、学長に別紙誓約書を提出しなければならない。

(責任体系)

第 3 条 公的研究費の運営・管理を適切に行うため、次の者を置く。

(1) 最高管理責任者は、学長とし、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び部局責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切に指導しなければならない。

(2) 統括管理責任者は、事務長とし、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体の実務を総括する責任と権限を持つ。

(3) コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）は、食物栄養科及び保育科の学科長とし、それぞれの学科における公的研究費について実質的な責任と権限を持つ。

推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、コンプライアンス教育を実施し受講状況を把握するとともに、モニタリングを実施し必要な改善指導を行う。

(4) 部局責任者は、総務部長とし、公的研究費の運営・管理もついで責任と権限を持つ。

(環境の整備)

第 4 条 本学の学長は、不正行為の予防のために教育職員に対し行動規範、倫理等に関する教育及び公的研究費の運営・管理に関する意識向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(公的研究費の取扱)

第 5 条 本学における公的研究費の取扱いについては、この要項に定めるものの他、光塩学園経理規程に定めるところによる。

2 本学の教育職員で公的研究費による学術研究の遂行にあたり自己の良心と信念に従い、常に真摯な態度で臨まなければならない。

3 本学の教育職員は公的研究費の使用にあたり、法令、関係規程及び当該研究費を配分する機関が定めた研究の使用に関する規則等を遵守しなければならない。

(流用の禁止)

第6条 公的研究費の使用にあたっては、他の予算を流用、又は当該研究費を他の予算に流用してはならない。

(不正行為防止対策)

第7条 外部研究費の使用にあたっては、適正に処理するとともに不正な取扱いにより、信用を失わせてはならない。

2 前項に定める適正な処理がなされず不正があった場合や通告等があった場合には、本学の不正行為防止対策委員会（以下「対策員会」という。）においてその事実関係を調査させ、事実認定がされた場合には光塩学園就業規則に定める懲戒によりその責を問われることがある。

3 学長は、必要に応じ被通報者等の調査対象となっている者に対し、公的研究費の使用停止を命ずることができる。

(発明の帰属)

第8条 公的研究費の使用により研究した成果によって得られた発明に係る事項については、本学の財産に帰属するものとする。

2 前項の研究成果は、本学の教育に反映する義務を負うものとする。

(機種選定等)

第9条 公的研究費により購入した機材、機器、及び図書の見取扱いについては、光塩学園固定資産及び物品管理規程の定めるところによる。

2 前項の公的研究費による機材及び機器の購入に当たっては、本学の機種選定委員会の審議を経なければならない。

(通報相談窓口)

第10条 学長は、公的研究費についての管理に係る不正行為等に関する通報及び情報提供に対応するための相談等の担当窓口を設けるものとする。

2 通報相談窓口は、事務室に置き、事務長が業務を担当する。

3 事務長は、通報や相談等があった場合は、学長に報告しなければならない。

4 学長は、通報等を受け付けた場合は、通報等の受付から30日以内に、対策委員会の報告に基づき通報等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

(内部監査)

第11条 公的研究費の適正な運営・管理のため、定期及び随時に内部監査を実施する。

2 内部監査は、事務室が行い、監査員は学長が任命する。

3 内部監査は、通報相談窓口、本学の各組織及び本学園のあらゆる組織と連携を図り実施する。

4 内部監査により不正が発覚した場合、監査員は速やかに学長に報告するものとし、学長は第7条第2項に準じて取り扱うものとする。

(改廃)

第 12 条 この要項の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

この要項は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別紙

平成 年 月 日

## 誓 約 書

光塩学園女子短期大学 学長 様

所 属  
職・氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

私は、平成 年度の公的研究費に係る研究を行うに際しては、法令並びに規程等を遵守いたします。

また、これらの経費の全部または一部が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、公正かつ効率的に使用するとともに、コンプライアンス及び研究者として行動規範を遵守し、不正行為を行わないことを約束いたします。

なお、それらに反した場合は、処分と法的責任を負うことも理解しております。